

# 災害時避難行動要支援者支援事業について

## 1 事業の目的

### 【目的】

- (1) 地域で支え合う共助を基本とした災害発生時の地域での支援体制の確立
- (2) 日頃からの見守りや災害時の避難支援体制づくりを進め安心して暮らすことのできるまちづくりを推進

## 2 現在の取組状況

### 【事業全体の流れ】

- (1) 災害対策基本法の規定に基づき、災害時に自ら避難することが困難で、避難支援等が必要な要支援者の名簿を一定の要件に基づき市が作成する。
- (2) 名簿の対象者のうち、平常時から避難支援等関係者への情報提供に同意した者の名簿情報を、市と協定を締結した関係者に提供する。
- (3) 関係者は、日頃の見守りや災害時の避難支援体制の整備に活用できる。

### ◆メモ1 要支援者の要件とは？◆

三鷹市地域防災計画において、7つの要件に該当する方を災害時避難行動要支援者と定めています。（約2万3,000人）

#### 7つの要件のうちの一例

- ・75歳以上の一人暮らし又は75歳以上のみの世帯の方
- ・介護保険制度による要介護認定区分が3から5までの方
- ・身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

### ◆メモ2 避難支援等関係者とは？◆

名簿の提供や避難支援等に携わることについて、市と協定を締結した関係団体

#### **32団体**（R4.4.1時点）

（ ）内は団体数

警察署(1)、消防署(1)、社会福祉協議会(1)、自主防災組織(6)、  
消防団(1)、民生・児童委員(1)、町会・自治会・マンション管理組合(14)  
地域包括支援センター(7)

### 3 今後の取組

#### 個別避難計画の作成に着手します

令和3年5月の災害対策基本法の改正により、災害時避難行動要支援者を対象とした「個別避難計画」の作成が、市町村の努力義務とされました。

令和4年度の前半には、「災害時避難行動要支援者名簿の活用方針（仮称）」を策定し、後半には大沢の浸水エリア（野川周辺）の対象者から個別避難計画の作成に着手します。

#### 【個別避難計画とは】

災害時に高齢者などの要支援者がスムーズに避難できるよう、一人ひとりの事情に合わせて、あらかじめ立てておく計画です。内容は、本人情報、緊急連絡先、避難先・経路等です。

要支援者名簿の提供と同様に、個別避難計画も要支援者の同意を得た上で、家族や避難支援等関係者に提供することができます。平常時からの見守りや訓練、災害時の支援に役立て、地域全体で要支援者を支える共助の仕組みの強化を図ります。

#### 【個別避難計画の作成方法】

計画の作成方法は、次の2つがあります。

①本人の心身状況、世帯状況、ハザードの状況等を基に優先度が高いと市が判断した方を対象に、市が主体となって作成する方法

②本人による作成。ただし、本人の状況によっては、家族や地域（避難支援等関係者など）のお手伝いにより作成



#### 《市が主体となって作成する対象者のイメージ》

約2万3,000人の要支援者の中から、ハザードの状況、本人の心身状況等※に基づき抽出した大沢の野川流域の約100人から、順次作成を開始します。

※本人の心身状況：国の指針を参考に、①要介護度3～5の方、②身体障害者手帳1・2級の方のうち視覚・聴覚・肢体不自由の方、③愛の手帳1・2度の方、④精神障害者保健福祉手帳1級の方を対象とする予定です。

